

お住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談ください。

生活支援費

生活再建するまでの間に必要な生活費用

- 貸付限度額：単身世帯 月額15万円以内
2人以上 月額20万円以内
- 貸付期間：原則3ヵ月以内
(延長により最長12ヵ月まで)



住宅入居費

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用

- 貸付限度額：40万円以内



留意事項

- 貸付にあたっては審査があります。
- 申請書や添付書類等の記載事項の内容に事実と相違がある場合や貸付の目的を達成する見込みがなく償還困難であると判断した場合には貸付を行いません。
- 審査内容等についてはお答えできません。
- 審査等を行う上で必要な範囲に限り、関係機関や関係者に対して、個人情報照会することや提供することがあります。
- 他の債務の返済や借り換え目的の貸付はできません。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に規定する暴力団員であるものが属する世帯は借入申込ができません。
- 住居確保給付金の支給要件を満たしている場合は、住居確保給付金を利用させていただきます。
- 借入金を目的外に使用したときや不正な手段により貸付を受けた場合、貸付金の一括償還や貸付の停止を行います。

一時生活再建費

生活を再建するために、一時的に日常生活費で賄えない費用

● 貸付内容

- ① 失業等による場合に、新たに就業するために必要な支度費、技能習得費等
 - ② 現在住居している住宅の家賃が高い等、生活を立て直すために転居が必要な場合の転居費用等
 - ③ 住居確保給付金を併せて申請している場合の家具什器費等
 - ④ 公共料金等を滞納している場合であって、滞納している料金を支払わなければ日常生活を営むのに著しい困難が生じる場合の支払いに必要な経費
 - ⑤ 債務整理を行う場合に必要な費用
- ※ 家計相談支援機関および専門機関と連携を図り、自己破産によらない方法で債務整理をする場合で貸付金の償還が見込まれる場合
債務整理のための弁護士費用については、法テラスの支援が優先します。

- 貸付限度額：60万円以内



連帯保証人・貸付利子等

連帯保証人

原則として1名(ただし連帯保証人がいない場合でも申し込みできます。)

貸付利率

連帯保証人あり……無利子
連帯保証人なし……年1.5%
延滞利子……年5%

貸付金の償還

据置期間(6ヵ月以内)終了後、10年以内

